平成２６年（フ）第１９３２号
名古屋市熱田区西野町１丁目32番地の６　ＨＩＲＯ日比野402号
債務者　宇野　雄一
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０８号
神戸市中央区加納町２丁目７番20号　すみれマンション303号室
債務者　池本　忠男
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
大分県佐伯市大字木立2712番地３
債務者　首藤　啓介
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
大分県佐伯市大字鶴望2593番地８　清田住宅
債務者　田中　百子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
北九州市若松区畑谷町14番12号
債務者　楠野　　論
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４７号
北九州市八幡西区若葉１丁目21番７―201号
債務者　青木伸二郎
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６５４号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1541番地　平原団地40―21号
債務者　藤岡由紀子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６５６号
熊本市中央区大江本町８番10―302号　味噌天神マンション、前住所熊本県天草市東浜町６番20号　コーポパパ102
債務者　丸木　美和（旧姓平﨑）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６９０号
熊本県上天草市大矢野町中11582番地19
債務者　池田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３２号
広島県福山市東手城町１丁目７番４―７号　田辺住宅３
債務者　中川鮮魚店こと　中川　保雄
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３３号
広島県福山市東手城町１丁目７番４―７号　田辺住宅３
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６４１号
熊本市中央区新町４丁目３番32号
債務者　岡部あや子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０６号
千葉県野田市柳沢64番地の16フローレンス野田101号、申立時の住所千葉県野田市山崎1287番地の13
債務者　細井　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０７号
千葉県野田市関宿台町3718番地の４
債務者　佐田　英樹
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７７号
青森市大字小館字桜刈111番地８
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川50番地　ブルースカイコーポ第２　１－Ａ
債務者　塚本　保夫
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５７５号
栃木県矢板市木幡1393番地
債務者　松本　秀雄
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係